

KECC 第5回人事・労務セミナー

法改正や会社の変化に合わせて 見直しておきたい就業規則のポイント

日時 2025年8月21日(木) 14:00-16:00 (13:50 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom(ウェビナー)によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼

下記URL / 二次元コードにて

申込〆切: 8月20日(水)

<https://kecc.mhlw.go.jp/seminar/20250821/>



※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10

◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内

14:10~14:55

第1部 いま確認しておきたい！就業規則見直しのポイント

就業規則は従業員が守るべきルールであるとともに、会社を守るために必要なものです。相次ぐ法改正に加え、就業規則の不備が問題となり、思わぬトラブルに発展する可能性もあります。そもそも作成していない会社は早急に作成し、すでに就業規則がある会社でも定期的な見直しを行い、実態に合わなくなった箇所は変更し、法改正に応じて最新の状態にする必要があります。本セミナーでは、法改正やトラブル事例を基に、就業規則見直しのポイントを解説いたします。



登壇者: 石原 鉄二氏

KECC相談員／特定社会保険労務士(栄経営労務管理事務所)

業界最大手の専門商社にて営業職、その後小規模製造業にてナンバー2。経営、人事労務、営業の実務を経験し、2007年栄経営労務管理事務所を開設。社会保険労務士の道へ。労務トラブルの予防、解決のみならず、働き方改革、ハラスメント対策等々、中小企業を取り巻く様々な人事労務課題に対し「タイムリーかつ分かりやすく」をモットーにアドバイス、サポートしている。

14:55~15:40

第2部 裁判例に学ぶ、わかりやすく誰もが納得できる就業規則

労働環境、法改正、働き方の多様化へ適応するため就業規則の再検討が極めて重要です。企業の現状に合致する規定とすることで、労使間の紛争を未然に防止し、従業員の職務環境の向上および企業のコンプライアンス強化に寄与します。就業規則に関する判例を考慮しつつ、弁護士の視点で解説いたします。



登壇者: 植田 諭氏

KECC相談員／弁護士(弁護士法人植田法律会計)

2016年に弁護士登録後、大阪市内の法律事務所勤務。2021年4月に植田総合法律事務所を設立し、税理士登録。2025年には弁護士法人植田法律会計を設立。「依頼ファースト」をモットーに、中小企業を法律(労務含)と税金の両面から支援し、企業価値向上に努めている。

15:40~16:00

◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問合せ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室

【相談対応時間】 月曜～金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)

【アクセス】 JR大阪駅 中央北口より徒歩10分

【お問合せ】 TEL: 06-6136-3194

(本事業は厚生労働省より株式会社パソナが受託し、運営しています)

HPはコチラ▼

